



鳥取県公報

令和5年12月26日（火）
号外第97号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例（51）（財政課）・・・・・・・・・・ 6
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（52）（人事企画課）・・・・・・ 8
	鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例
	（53）（県民参画協働課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
	鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例（54）（医療政策課）・・・・・・ 61
	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例
	（55）（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
	鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例
	（56）（産業人材課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例
	（57）（水産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
	（58）（病院局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

公布された条例のあらまし

◇鳥取県基金条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県内の公立の義務教育諸学校における通信端末機器の整備その他の学校教育の情報化の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、新たな基金を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県義務教育諸学校教育情報化推進基金	県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部における通信端末機器の整備その他の教育の情報化の推進を図るための施策に要する費用に充てること。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 人事委員会の職員の給与に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、特別職の職員の給与の額の改定等を行う。
- (2) 地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表を国の俸給表に準じたものとし、全職員の給与水準を引き上げる。

イ 初任給調整手当について、次のとおり支給月額の上限を引き上げる。

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師 415,600円(現行 414,800円)

(イ) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員 51,100円(現行 50,800円)

ウ 令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

(ア) 特定幹部職員以外の職員

a 期末手当の支給割合 1.25月分(現行 1.20月分)

b 勤勉手当の支給割合 0.90月分(現行 0.85月分)

(イ) 特定幹部職員

a 期末手当の支給割合 1.05月分(現行 1.00月分)

b 勤勉手当の支給割合 1.10月分(現行 1.05月分)

(ウ) 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の期末手当の支給割合 1.08月分(現行 1.03月分)

エ 令和6年6月以降に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。

(ア) 特定幹部職員以外の職員

a 期末手当の支給割合 1.225月分(ウ(ア)による改正後 6月に支給されるものにあつては1.20月分、12月に支給されるものにあつては1.25月分)

b 勤勉手当の支給割合 0.875月分(ウ(ア)による改正後 6月に支給されるものにあつては0.85月分、12月に支給されるものにあつては0.90月分)

(イ) 特定幹部職員

a 期末手当の支給割合 1.025月分(ウ(イ)による改正後 6月に支給されるものにあつては1.00月分、12月に支給されるものにあつては1.05月分)

b 勤勉手当の支給割合 1.075月分(ウ(イ)による改正後 6月に支給されるものにあつては1.05月分)

分、12月に支給されるものにあつては1.10月分)

(ウ) 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員

期末手当の支給割合 1.08月分(ウ(ウ)による改正後 6月に支給されるものにあつては1.03月分、12月に支給されるものにあつては1.08月分)

オ 新たに第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員に対する勤勉手当を設け、支給割合を0.77月分とする。

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表を国の俸給表に準じたものとし、給与水準を引き上げる。

イ 任期付研究員及び任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

(ア) 令和5年12月に支給される期末手当の支給割合 1.65月分(現行 1.55月分)

(イ) 令和6年6月以降に支給される期末手当の支給割合 1.60月分((ア)による改正後 1.65月分)

(3) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

ア 知事等の特別職の給料の額を引き上げる。

イ 選挙管理委員会の委員長等の特別職の報酬の額を引き上げる。

ウ 知事等の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

(ア) 令和5年12月に支給される期末手当の支給割合 1.52月分(現行 1.42月分)

(イ) 令和6年6月以降に支給される期末手当の支給割合 1.47月分((ア)による改正後 6月に支給されるものにあつては1.42月分、12月に支給されるものにあつては1.52月分)

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、令和6年4月1日とする(1)エ及びオ、(2)イ(イ)並びに(3)イ及びウ(イ)に関する事項を除き、公布日とする。ただし、(1)アからウまで、(2)ア及びイ(ア)並びに(3)ア及びウ(ア)に関する事項は、令和5年4月1日から適用する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

情報公開及び個人情報保護に関する審査請求に係る調査審議の適正化を図るため、鳥取県情報公開審査会に鳥取県個人情報保護審査会を統合し、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に改組する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県情報公開条例の一部改正

ア 鳥取県情報公開審査会を鳥取県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に改める。

イ 審査会の所掌事務に個人情報の保護に関する法律の規定による審査請求に係る調査審議を加える。

ウ 委員の定数を7人以内(現行 5人以内)に拡充する。

エ その他所要の改正を行う。

(2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正

ア 鳥取県個人情報保護審査会を廃止する。

イ 個人情報の保護に関する法律の規定による諮問は、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に行うものとする。

ウ その他所要の改正を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日は、令和6年1月1日とする。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

(3) 次の条例について、所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県住民基本台帳法施行条例

イ 鳥取県公文書等の管理に関する条例

ウ 鳥取県附属機関条例

◇鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

医療法施行規則の一部が改正され、病院の従業者に係る基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 病院が有しなければならない従業者について、病床数が100床以上の病院にあつては、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を有しなければならないものとする。
- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取市が、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行並びに盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定める条例を制定することとしたことに伴い、鳥取市の区域を鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（以下「条例」という。）の適用外とする改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定は、鳥取市の区域については、適用しないこととする。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県立産業人材育成センター（以下「センター」という。）の受講料の額及び保有個人情報が記録されている文書等の写しの送付に係る手数料の額を見直す。

2 条例案の概要

- (1) 鳥取県立産業人材育成センター条例の一部改正
 - センターの短期課程に在籍する者から徴収する受講料（規則で定める職業訓練に係るものを除く。）の額を、1時間につき300円（現行 200円）に引き上げる。
- (2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正
 - 保有個人情報の開示請求に係る手数料のうち、保有個人情報が記録されている文書等の写しの送付に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。

区分	単位	改正後	現行
重量が25グラム以下のもの	1件につき	590円	560円
重量が25グラムを超え、50グラム以下のもの	1件につき	630円	600円
重量が50グラムを超え、100グラム以下のもの	1件につき	650円	620円
重量が100グラムを超え、150グラム以下のもの	1件につき	720円	690円
重量が150グラムを超え、250グラム以下のもの	1件につき	760円	730円
重量が250グラムを超え、500グラム以下のもの	1件につき	900円	870円
重量が500グラムを超え、1キログラム以下のもの	1件につき	1,090円	1,060円
重量が1キログラムを超え、2キログラム以下のもの	1件につき	1,550円	1,520円
重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの	1件につき	1,860円	1,830円

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

市場施設のうちシャワーを廃止すること等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 市場施設の内容及びその使用料について定める規定中、シャワーに係るものを削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取県立中央病院において、認知症の早期発見及び早期治療のための検査並びに不妊治療における高度生殖補助医療の先進医療をより適正に行うため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに使用料を徴収する。

ア 診断料、検査料等に係る使用料

区分	金額
認知症ドック	1件につき 34,100円
認知症追加検査（人間ドック（併せてMR I検査を受ける場合に限る。）又は脳ドックに追加して行う場合に限る。）	1件につき 1,870円

イ 生殖補助医療料に係る使用料

区分	金額	
子宮内膜受容能検査	初回	1回につき 110,000円
	2回目	1回につき 91,000円
	3回目以降	1回につき 36,000円
子宮内細菌叢検査	初回	1回につき 64,000円
	2回目以降	1回につき 40,000円
エンドメトリオ検査	1回につき 133,000円	

- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする(1)アに関する事項を除き、公布の日とする。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第51号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
32 鳥取 県産業 未来共 創基金	県内の産業の振興及び持続的な発展並びに雇用の維持及び拡大を図るための施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	32 鳥取 県産業 未来共 創基金	県内の産業の振興及び持続的な発展並びに雇用の維持及び拡大を図るための施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
33 鳥取 県義務	県内の公立の小	一般会計歳入	(1) 一般会計	当該基金の設置					

<p>教育諸 学校教 育情報 化推進 基金</p>	<p>学校、中 学校、義 務教育学 校並びに 特別支援 学校の小 学部及び 中学部に おける通 信端末機 器の整備 その他の 教育の情 報化の推 進を図る ための施 策に要す る費用に 充てるこ と。</p>	<p>歳出予 算に定 める額</p>	<p>歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な経 費の財 源に充 当 (2) (1) のほ か、一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して基 金に積 立て</p>	<p>目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると き。</p>						
---	--	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万5,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,100円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。))</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万4,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万800円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間に</p>

にあつては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90(特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては、100分の110)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額)に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の103を、12月に支給する場合においては100分の108を乗じて得た額に」と、同条第

におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の103を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべ

<p>3 項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条の19 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額）に」とあるのは「<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の103を、12月に支給する場合には100分の108</u>を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p>	<p>き報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条の19 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「<u>期末手当基礎額に100分の103を乗じて得た額に</u>」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p>
---	--

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
短時間	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
勤務職	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000

員以外	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
の職員	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		

49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		

94			295,900	343,600						
95			296,200	344,100						
96			296,600	344,500						
97			296,800	344,700						
98			297,100	345,100						
99			297,500	345,500						
100			297,900	345,800						
101			298,100	346,100						
102			298,400	346,500						
103			298,800	346,900						
104			299,100	347,300						
105			299,300	347,800						
106			299,600	348,200						
107			300,000	348,600						
108			300,300	349,000						
109			300,500	349,500						
110			300,900	349,900						
111			301,300	350,200						
112			301,600	350,500						
113			301,800	351,000						
114			302,000	351,400						
115			302,300	351,700						
116			302,700	352,000						
117			302,900	352,500						
118			303,100							
119			303,400							
120			303,700							
121			304,100							
122			304,300							
123			304,600							
124			304,900							
125			305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		174,600	213,600	246,800	267,400	275,800	287,200	310,500	328,000	366,500

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								

		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前										
再任用	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
短時間	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
勤務職	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
員以外	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
の職員	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	

45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600		
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900		
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100		
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300		
86	294,500	314,700	341,200	381,100		424,600		
87	295,400	316,000	342,700	381,600		424,900		
88	296,400	317,500	344,100	382,100		425,100		
89	297,400	319,000	345,400	382,700		425,300		

90	298,500	320,500	346,600	383,300	425,600			
91	299,600	321,900	347,800	383,900	425,900			
92	300,700	323,400	349,100	384,500	426,100			
93	301,200	324,600	350,400	384,800	426,300			
94	302,300	325,900	351,900	385,300				
95	303,400	327,200	353,400	385,900				
96	304,700	328,500	354,800	386,400				
97	305,800	329,700	356,100	386,800				
98	307,000	331,000	357,300	387,200				
99	308,200	332,200	358,400	387,800				
100	309,400	333,400	359,600	388,300				
101	310,500	334,800	360,700	388,700				
102	311,500	335,700	361,800	389,200				
103	312,500	336,700	362,900	389,800				
104	313,500	337,800	364,000	390,300				
105	314,300	338,900	365,200	390,600				
106	314,900	340,000	365,700	391,000				
107	315,500	341,000	366,300	391,500				
108	316,100	342,000	366,900	391,800				
109	316,600	343,200	367,500	392,100				
110	317,100	344,200	368,000	392,600				
111	317,500	345,200	368,500	393,100				
112	318,000	346,100	369,000	393,600				
113	318,800	347,000	369,400	393,900				
114	319,500	347,900	369,800	394,400				
115	320,200	348,900	370,400	394,900				
116	320,800	349,900	370,900	395,400				
117	321,400	350,900	371,300	395,700				
118	322,200	351,300	371,800	396,200				
119	322,900	351,900	372,400	396,700				
120	323,700	352,500	372,900	397,200				
121	324,300	352,800	373,100	397,600				
122	324,600	353,200	373,600	398,100				
123	325,100	353,700	374,100	398,500				
124	325,600	354,100	374,500	399,000				
125	325,900	354,500	375,000	399,400				
126		354,900	375,500					
127		355,400	376,000					
128		355,800	376,500					
129		356,200	376,800					
130		356,600	377,300					
131		357,000	377,800					
132		357,400	378,300					
133		357,600	378,600					
134		358,100	379,100					

	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300	382,500						
	143		361,800	383,000						
	144		362,300	383,500						
	145		362,600	383,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		228,100	253,800	268,700	279,600	289,700	298,400	308,600	318,600	332,000

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
短時間	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
勤務職	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
員以外	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
の職員	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100

21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
38	240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
39	242,100	293,800	351,500	403,600	476,100
40	243,600	295,500	353,400	405,000	476,800
41	245,000	296,800	355,300	406,600	477,400
42	246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
43	247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
44	248,600	302,700	361,000	410,700	479,500
45	249,700	304,700	362,800	412,100	480,100
46	250,900	306,800	364,700	413,400	480,800
47	252,100	309,000	366,600	414,900	481,500
48	253,100	311,200	368,500	416,400	482,200
49	254,200	313,300	370,100	418,000	482,800
50	255,500	315,600	371,900	419,400	
51	256,700	317,800	373,800	421,000	
52	258,000	319,900	375,800	422,500	
53	259,100	322,000	377,600	424,200	
54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300	
56	262,600	326,500	382,700	428,900	
57	263,700	328,200	384,200	430,400	
58	264,400	330,200	385,800	431,900	
59	265,400	332,200	387,400	433,100	
60	266,400	334,100	389,000	434,300	
61	267,300	335,900	390,200	435,500	
62	268,100	337,900	391,600	436,800	
63	268,900	339,900	393,000	438,100	
64	269,700	341,800	394,300	439,300	
65	270,800	343,500	395,500	440,500	

66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	452,700
79	286,100	369,300	413,500	453,200
80	287,000	370,900	414,900	453,700
81	287,800	372,300	416,200	454,200
82	288,900	373,800	417,400	454,800
83	289,900	375,200	418,400	455,300
84	290,900	376,500	419,600	455,800
85	291,900	377,600	420,800	456,300
86	292,900	379,000	422,000	456,900
87	293,900	380,400	423,200	457,400
88	294,900	381,700	424,200	457,900
89	296,000	382,900	425,300	458,400
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	
97	304,000	392,600	432,400	
98	305,100	393,600	432,800	
99	306,100	394,600	433,200	
100	307,100	395,600	433,600	
101	307,900	396,500	434,000	
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800		

111	315,600	405,600			
112	316,100	406,400			
113	316,600	407,000			
114	317,000	407,700			
115	317,500	408,400			
116	317,900	409,100			
117	318,400	409,700			
118	318,900	410,200			
119	319,300	410,600			
120	319,800	411,000			
121	320,300	411,300			
122	320,700	411,600			
123	321,200	411,900			
124	321,700	412,100			
125	322,300	412,300			
126	322,600	412,600			
127	322,900	412,900			
128	323,200	413,100			
129	323,400	413,300			
130	323,700	413,600			
131	324,000	413,900			
132	324,300	414,100			
133	324,500	414,300			
134	324,700	414,600			
135	324,900	414,900			
136	325,200	415,100			
137	325,500	415,300			
138	325,700				
139	326,000				
140	326,300				
141	326,500				
142	326,700				
143	327,000				
144	327,200				
145	327,500				
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定年前 再任用	230,700	290,700	305,300	320,900	338,000

短時間 勤務職 員						
-----------------	--	--	--	--	--	--

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については、同欄に定める額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員への適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,390円を加算した額」と読み替えるものとする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用		円	円	円	円	円
1		177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
短時間 勤務職 員以外 の職員	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100

30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000
45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
50	255,100	292,000	367,800	389,400	
51	256,400	293,800	369,400	390,800	
52	257,400	295,500	370,900	392,100	
53	258,500	296,800	372,300	393,300	
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	
62	267,500	315,600	384,200	403,700	
63	268,200	317,800	385,300	405,000	
64	268,800	319,900	386,400	406,200	
65	269,500	322,000	387,200	407,400	
66	270,700	323,500	388,300	408,500	
67	271,800	325,000	389,300	409,600	
68	272,900	326,500	390,300	410,700	
69	274,200	328,200	391,400	411,700	
70	275,600	330,200	392,400	412,900	
71	276,800	332,200	393,500	414,100	
72	278,000	334,100	394,600	415,300	
73	278,800	335,900	395,600	415,900	
74	279,700	337,900	396,700	416,700	

75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800
95	297,000	370,100	412,200	424,100
96	297,700	371,200	412,500	424,300
97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800
99	300,000	374,200	413,300	425,100
100	300,700	375,100	413,500	425,300
101	301,400	375,900	413,700	425,500
102	301,800	376,900	414,000	425,800
103	302,200	377,800	414,300	426,100
104	302,600	378,700	414,500	426,300
105	302,800	379,500	414,700	426,500
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		

120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			
127		396,800			
128		397,400			
129		398,100			
130		398,700			
131		399,200			
132		399,700			
133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	215,500	283,200	291,000	298,600	319,600

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については、同欄に定める額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員への適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,250円を加算した額」と読み替えるものとする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000	

43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
46	237,200	296,300	367,900	412,100	501,500
47	238,700	297,300	370,000	413,700	503,100
48	240,100	298,200	372,600	415,200	504,600
49	241,500	299,200	374,500	416,500	506,300
50	243,200	301,100	375,500	417,900	507,700
51	244,800	303,000	376,400	419,300	509,100
52	246,200	304,700	377,200	420,700	510,600
53	247,400	305,900	377,900	422,100	511,700
54	249,000	307,500	379,300	423,500	512,900
55	250,600	308,900	380,600	424,900	514,100
56	252,000	310,800	382,100	426,300	515,300
57	253,200	312,500	382,900	427,400	516,200
58	254,400	314,300	383,500	428,700	517,200
59	255,300	316,100	384,300	430,100	518,200
60	256,200	318,100	385,000	431,400	519,200
61	257,100	319,600	385,700	432,200	520,300
62	257,900	321,700	386,300	433,100	521,200
63	258,700	323,800	387,000	434,100	521,900
64	259,500	325,700	387,700	435,000	522,600
65	260,300	327,500	388,400	435,900	523,400
66	261,100	329,600	389,100	436,700	
67	261,800	331,100	389,700	437,300	
68	262,400	331,500	390,300	438,100	
69	263,000	331,800	391,000	438,500	
70	264,000	332,300	391,700	439,100	
71	265,200	332,800	392,300	439,600	
72	266,200	333,200	392,900	440,100	
73	267,400	333,500	393,500	440,600	
74	268,600	333,900	394,100	441,200	
75	269,600	334,300	394,700	441,700	
76	270,600	334,700	395,300	442,200	
77	271,600	335,200	395,900	442,700	
78	272,600	335,700	396,400	443,300	
79	273,600	336,200	396,900	443,800	
80	274,500	336,700	397,400	444,300	
81	275,500	337,200	398,100	444,800	
82	276,600	337,700	398,500		
83	277,700	338,200	399,000		
84	278,600	338,700	399,600		
85	279,500	339,100	400,300		
86	280,400	339,500	400,600		
87	281,300	340,000	401,100		

88	282,000	340,400	401,700
89	282,800	340,900	402,400
90	283,900	341,300	402,700
91	284,900	341,800	403,200
92	285,900	342,200	403,800
93	286,800	342,700	404,500
94	287,700	343,100	404,800
95	288,700	343,600	405,000
96	289,600	344,000	405,300
97	289,900	344,500	405,700
98	290,800	344,900	406,000
99	291,500	345,300	406,100
100	292,400	345,700	406,300
101	293,300	346,100	406,600
102	293,900	346,300	
103	294,600	346,500	
104	295,300	346,700	
105	295,800	346,900	
106	296,300	347,100	
107	296,800	347,300	
108	297,200	347,500	
109	297,400	347,700	
110	297,800	347,900	
111	298,100	348,100	
112	298,300	348,300	
113	298,600	348,500	
114	298,900	348,700	
115	299,200	348,900	
116	299,500	349,100	
117	299,800	349,300	
118	300,100	349,500	
119	300,300	349,700	
120	300,600	349,900	
121	300,900	350,100	
122	301,100		
123	301,300		
124	301,400		
125	301,500		
126	301,700		
127	301,900		
128	302,000		
129	302,100		
130	302,300		
131	302,500		
132	302,600		

	133	302,700				
	134	302,900				
	135	303,100				
	136	303,200				
	137	303,300				
	138	303,500				
	139	303,700				
	140	303,800				
	141	303,900				
	142	304,100				
	143	304,300				
	144	304,400				
	145	304,500				
	146	304,700				
	147	304,900				
	148	305,000				
	149	305,100				
	150	305,300				
	151	305,500				
	152	305,600				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		213,900	245,100	284,600	311,400	366,400

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100

12	298,700	376,400	432,200	498,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300
14	306,100	382,500	436,900	502,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	
55	390,000	462,200	513,100	
56	390,700	463,400	514,400	

57	391,400	464,400	515,400	
58	392,300	465,400	516,200	
59	393,000	466,300	517,000	
60	393,600	467,100	517,800	
61	394,100	467,900	518,700	
62	394,600	468,600	519,500	
63	395,000	469,300	520,400	
64	395,400	469,900	521,200	
65	395,700	470,600	522,100	
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400		
83		480,900		
84		481,400		
85		481,800		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	277,000	337,300	375,000	393,800

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
短時間	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000

勤務職員 以外 の職員	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	

48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		
89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		
92		292,100	328,600	349,300		

93			292,500	328,900	349,700			
94			292,700	329,100	350,000			
95			292,900	329,500	350,300			
96			293,200	329,800	350,600			
97			293,500	330,000	350,900			
98			293,700	330,300	351,300			
99			293,900	330,600	351,700			
100			294,200	330,900	352,100			
101			294,500	331,100	352,600			
102			294,700	331,400	353,000			
103			294,900	331,800	353,400			
104			295,200	332,000	353,800			
105			295,500	332,200	354,300			
106				332,400	354,700			
107				332,800	355,100			
108				333,000	355,500			
109				333,200	356,000			
110				333,600				
111				334,000				
112				334,400				
113				334,600				
114				335,000				
115				335,400				
116				335,800				
117				336,000				
118				336,400				
119				336,800				
120				337,200				
121				337,400				
122				337,800				
123				338,200				
124				338,600				
125				338,800				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		172,800	206,900	237,200	249,200	271,900	285,000	309,700

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
-----	------	----	----	----	----	----	----	----

区分	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前								
再任用	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
短時間	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
勤務職	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
員以外	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
の職員	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400

44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300	364,100		
127	298,800	329,700	364,600		
128	299,200	329,900	365,100		
129	299,400	330,100	365,400		
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			

	134	301,000	331,600					
	135	301,400	332,000					
	136	301,700	332,400					
	137	301,900	332,700					
	138	302,200	333,100					
	139	302,600	333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900	339,000					
	155	307,100	339,400					
	156	307,400	339,800					
	157	307,700	340,100					
定年前再任用短時間勤務職員		215,400	238,100	255,800	263,900	275,600	302,300	321,200

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	171,200	248,700	287,500	332,200	365,600
	2	172,600	249,900	288,900	334,100	367,700
	3	174,000	250,900	290,300	336,100	369,800
	4	175,400	251,500	291,700	338,100	371,900
	5	176,600	252,100	292,800	340,100	373,500
	6	178,200	253,700	294,100	341,600	376,300
	7	180,000	255,300	295,400	343,000	379,100

8	181,700	256,500	296,700	344,400	381,900
9	183,100	257,900	297,700	345,400	384,500
10	184,600	259,100	299,800	347,100	386,900
11	186,300	260,300	301,900	349,100	389,200
12	187,900	261,500	303,900	351,100	391,400
13	189,400	262,900	306,000	352,600	393,800
14	191,100	264,500	308,400	354,600	396,500
15	192,900	266,100	310,600	356,700	399,100
16	194,600	267,400	312,800	358,800	401,600
17	196,200	268,800	315,000	360,800	404,100
18	198,200	270,600	317,200	363,000	406,100
19	200,100	272,500	319,300	365,100	407,800
20	202,000	273,900	321,200	367,300	409,400
21	203,700	275,200	323,000	369,400	410,900
22	205,300	276,200	323,900	371,200	412,500
23	207,200	277,400	324,700	372,600	414,300
24	209,000	278,600	325,600	374,100	416,100
25	213,500	280,100	326,500	375,900	417,600
26	215,900	281,200	327,600	378,200	419,100
27	218,300	282,400	328,600	380,500	420,700
28	220,700	283,500	329,800	382,600	422,200
29	222,900	284,400	330,800	384,300	423,200
30	224,700	285,900	332,000	386,200	424,800
31	226,700	287,300	333,400	388,100	426,300
32	228,600	288,500	334,800	389,900	427,900
33	230,300	289,800	336,000	391,600	429,400
34	231,800	291,100	337,100	393,100	430,700
35	233,300	292,400	338,100	394,700	431,900
36	234,700	293,700	339,500	396,400	433,100
37	236,000	294,900	340,900	397,900	434,100
38	237,000	296,100	341,900	399,200	435,100
39	237,800	297,100	343,000	400,600	436,000
40	238,500	298,200	344,100	401,900	436,900
41	239,000	299,600	344,900	402,400	437,300
42	240,300	300,600	345,900	403,700	437,900
43	241,500	301,700	347,000	404,900	438,500
44	242,500	302,800	348,100	406,200	439,200
45	243,300	303,800	349,200	407,600	439,700
46	244,300	304,700	350,400	409,000	440,000
47	245,200	305,500	351,600	410,300	440,500
48	246,100	306,300	352,800	411,600	441,000
49	247,200	307,100	353,600	412,800	441,300
50	248,300	307,900	354,800	413,700	441,900
51	249,400	308,600	356,100	414,600	442,500
52	250,500	309,500	357,400	415,300	443,100

53	251,500	310,400	358,700	415,500	443,700
54	252,900	311,200	360,000	415,900	444,400
55	254,200	312,000	361,300	416,300	445,000
56	255,400	312,800	362,400	416,800	445,600
57	256,100	313,500	363,000	417,100	445,900
58	256,700	314,200	364,200	417,300	446,600
59	257,200	314,800	365,300	417,700	447,300
60	257,700	315,400	366,600	418,100	448,000
61	258,200	316,000	367,700	418,400	448,400
62	258,900	316,600	368,300	418,900	448,700
63	259,600	317,200	368,800	419,500	449,000
64	260,300	317,700	369,300	420,000	449,300
65	260,900	318,200	369,600	420,600	449,500
66	262,000	319,000	370,000	421,200	449,800
67	263,100	319,600	370,400	421,700	450,100
68	264,100	320,200	370,800	422,200	450,400
69	264,900	320,900	371,000	422,800	450,600
70	266,100	321,500	371,300	423,300	450,900
71	267,300	322,000	371,700	423,900	451,200
72	268,300	322,600	372,000	424,500	451,400
73	269,100	322,800	372,400	425,000	451,600
74	270,400	323,200	372,600	425,600	
75	271,700	323,500	373,000	426,100	
76	273,000	323,800	373,300	426,700	
77	273,800	324,100	373,600	427,200	
78	274,900	324,400	374,100	427,800	
79	275,900	325,000	374,600	428,500	
80	276,800	325,500	375,000	429,100	
81	277,500	326,100	375,400	429,400	
82	278,500	326,500	375,800	430,000	
83	279,300	326,800	376,300	430,600	
84	280,100	327,000	376,800	431,200	
85	280,900	327,200	377,200	431,600	
86	281,700	327,500	377,700	432,100	
87	282,500	327,700	378,100	432,800	
88	283,400	327,900	378,500	433,500	
89	284,300	328,200	379,000	433,700	
90	285,200	328,500	379,500		
91	286,000	328,700	380,000		
92	286,800	329,000	380,500		
93	287,600	329,200	380,800		
94	288,200	329,400	381,200		
95	288,700	329,700	381,700		
96	289,300	330,000	382,100		
97	289,800	330,200	382,600		

98	290,300	330,500	382,900		
99	290,800	330,700	383,400		
100	291,100	331,000	383,800		
101	291,300	331,200	384,400		
102	291,600	331,400			
103	291,900	331,600			
104	292,100	331,800			
105	292,400	332,200			
106	293,000	332,400			
107	293,300	332,600			
108	293,600	332,900			
109	293,900	333,200			
110	294,200	333,400			
111	294,500	333,700			
112	294,700	334,000			
113	294,900	334,200			
114	295,100				
115	295,400				
116	295,700				
117	295,900				
118	296,200				
119	296,500				
120	296,700				
121	296,900				
122	297,100				
123	297,300				
124	297,600				
125	297,900				
126	298,200				
127	298,400				
128	298,600				
129	298,900				
定年前再 任用短時 間勤務職 員	209,200	233,900	269,100	303,600	316,100

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(会計年度任用職員の給与)

第16条の14 任命権者は、会計年度任用職員に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては、100分の110）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(会計年度任用職員の給与)

第16条の14 任命権者は、会計年度任用職員に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）報酬、費用弁償及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、特勤手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当その他人事委員会規則で定める手当

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の108を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の18 任用期間が6月以上の第1号会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、特勤手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、退職手当その他人事委員会規則で定める手当

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の103を、12月に支給する場合には100分の108を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第16条の19 略

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の20 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の108を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第16条の18 略

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の19 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の103を、12月に支給する場合には100分の108を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

<p>(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第16条の21</u> 任用期間が6月以上の第2号会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。</p> <p>2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p> <p>(第2号会計年度任用職員の給与の支給等)</p> <p><u>第16条の22</u> 第2号会計年度任用職員の給与に関する事項のうち、次に掲げるものについては、職員の例によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第16条の14第2号に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。以下この号において「手当」という。）の計算その他手当の支給に関する事項</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p><u>第16条の23</u> 略</p>	<p>(第2号会計年度任用職員の給与の支給等)</p> <p><u>第16条の20</u> 第2号会計年度任用職員の給与に関する事項のうち、次に掲げるものについては、職員の例によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第16条の14第2号に規定する手当（期末手当を除く。以下この号において「手当」という。）の計算その他手当の支給に関する事項</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p><u>第16条の21</u> 略</p>
---	---

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	402,000円
2	461,000円
3	522,000円
4	603,000円
5	701,000円
6	800,000円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	336,000円
2	371,000円
3	398,000円

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	398,000円
2	456,000円
3	516,000円
4	596,000円
5	693,000円
6	791,000円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	332,000円
2	367,000円
3	394,000円

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の155」とする。

第5条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)

<p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>
--	--

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>380,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>427,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>477,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>539,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>615,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>718,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;"><u>839,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用</p>	号 給	給料月額	1	<u>380,000円</u>	2	<u>427,000円</u>	3	<u>477,000円</u>	4	<u>539,000円</u>	5	<u>615,000円</u>	6	<u>718,000円</u>	7	<u>839,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>376,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>422,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>472,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>533,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>608,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>710,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;"><u>830,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用</p>	号 給	給料月額	1	<u>376,000円</u>	2	<u>422,000円</u>	3	<u>472,000円</u>	4	<u>533,000円</u>	5	<u>608,000円</u>	6	<u>710,000円</u>	7	<u>830,000円</u>
号 給	給料月額																																
1	<u>380,000円</u>																																
2	<u>427,000円</u>																																
3	<u>477,000円</u>																																
4	<u>539,000円</u>																																
5	<u>615,000円</u>																																
6	<u>718,000円</u>																																
7	<u>839,000円</u>																																
号 給	給料月額																																
1	<u>376,000円</u>																																
2	<u>422,000円</u>																																
3	<u>472,000円</u>																																
4	<u>533,000円</u>																																
5	<u>608,000円</u>																																
6	<u>710,000円</u>																																
7	<u>830,000円</u>																																

<p>については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>
---	---

第7条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略 2・3 略 4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、<u>6月に支給す</u></p>	<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略 2・3 略 4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に100分の142を乗</p>

る場合においては100分の142、12月に支給する場合においては100分の152を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,165,000円</u>
副知事		月額 <u>917,000円</u>
教育長		月額 <u>752,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
教育委員会の委員		月額 <u>159,000円</u>
選挙管理 委員会の 委員	委員長	日額 <u>26,500円</u>
	委員	日額 <u>22,400円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>559,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>90,100円</u>
	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 <u>232,000円</u>
人事委員 会の委員	委員長	月額 <u>194,000円</u>
	委員	月額 <u>159,000円</u>
労働委員 会の委員	会長	月額 <u>194,000円</u>
	公益委員	月額 <u>159,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>137,000円</u>
収用委員 会の委員	会長	日額 <u>26,500円</u>
	委員	日額 <u>22,400円</u>
海区漁業 調整委員 会の委員	会長	日額 <u>17,300円</u>
	委員	日額 <u>15,300円</u>
内水面漁	会長	日額 <u>17,300円</u>

じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,153,000円</u>
副知事		月額 <u>908,000円</u>
教育長		月額 <u>745,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
教育委員会の委員		月額 <u>157,000円</u>
選挙管理 委員会の 委員	委員長	日額 <u>26,200円</u>
	委員	日額 <u>22,200円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>553,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>89,200円</u>
	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 <u>230,000円</u>
人事委員 会の委員	委員長	月額 <u>192,000円</u>
	委員	月額 <u>157,000円</u>
労働委員 会の委員	会長	月額 <u>192,000円</u>
	公益委員	月額 <u>157,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>136,000円</u>
収用委員 会の委員	会長	日額 <u>26,200円</u>
	委員	日額 <u>22,200円</u>
海区漁業 調整委員 会の委員	会長	日額 <u>17,100円</u>
	委員	日額 <u>15,100円</u>
内水面漁	会長	日額 <u>17,100円</u>

場管理委員会 委員	委員	月額	<u>15,300円</u>	場管理委員会 委員	委員	月額	<u>15,100円</u>
公安委員会 委員	委員長	月額	<u>194,000円</u>	公安委員会 委員	委員長	月額	<u>192,000円</u>
	委員	月額	<u>159,000円</u>		委員	月額	<u>157,000円</u>
専門委員		月額	<u>15,300円</u> 以内	専門委員		月額	<u>15,100円</u> 以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		月額	<u>10,300円</u> 以内	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		月額	<u>10,200円</u> 以内
鳥取県男女共同参画推進員		月額	<u>15,300円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		月額	<u>15,100円</u>
略				略			

第9条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に<u>100分の147</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、<u>6月に支給する場合には100分の142、12月に支給する場合には100分の152</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定並びに第8条の規定中鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「知事等条例」という。）別表第1の改正規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員以外の職員に係る部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。
(給与改定に伴う在職者の給与の調整)
- この条例の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員及び給与条例第16条の14の規定の適用を受ける会計年度任用職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者及び任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第6条、任期付職員条例の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条又は知事等条例第2条若しくは第4条の規定の適用を受ける職員については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第6条の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定並びに第8条の規定による改正後の知事等条例（次項において「改正後の知事等

条例」という。)の規定(第2条第4項の規定及び別表第1の規定(知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。))に限る。)は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付研究員条例、第6条の規定による改正前の任期付職員条例又は第8条の規定による改正前の知事等条例の規定(第2条第4項の規定及び別表第1の規定(知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。))に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 令和5年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p><u>第3章 鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u> (<u>第22条—第33条</u>)</p> <p><u>第4章 略</u></p> <p><u>第5章 略</u></p> <p><u>第6章 雑則(第40条—<u>第44条</u>)</u></p> <p>附則</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 実施機関は、前2項の規定による通知をした場合は、<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第3章 鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p><u>第3節 鳥取県情報公開審査会(第22条—第27条)</u></p> <p><u>第4節 審査請求に係る調査審議の手続(第28条—第33条)</u></p> <p><u>第3章 略</u></p> <p><u>第4章 略</u></p> <p><u>第5章 雑則(第40条—<u>第43条</u>)</u></p> <p>附則</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 実施機関は、前2項の規定による通知をした場合は、<u>鳥取県情報公開審議会</u>にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第3節 鳥取県情報公開審査会</u></p>

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 略

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 個人情報保護法第129条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(組織)

第23条 審査会は、委員7人以内で組織する。

(合議体)

第26条 略

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3人をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第22条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務（以下この条において「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。

3～8 略

(審査会の調査権限)

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第2条第1項第1号ア若しくはイに掲げる機関若しくは法人又は公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下これらを「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書、保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(組織)

第23条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(合議体)

第26条 略

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3人をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第22条第1号及び第2号に掲げる事務（以下「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。

3～8 略

第4節 審査請求に係る調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

等の開示を求めることができない。

2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求（第18条の3第1項又は公文書条例第18条に規定する審査請求に限る。次条及び第30条において同じ。）に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、前2項の資料若しくは意見書又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定による主張書面若しくは資料（以下これらをこの条において「資料等」という。）が提出されたときは、その写しを当該資料等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

6 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示された公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等を閲覧させることができる。

（意見の陳述）

第29条 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 略

2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

6 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は意見書を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示された公文書又は特定歴史公文書等を閲覧させることができる。

（意見の陳述）

第29条 審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 略

(意見書等の提出)

第30条 審査関係人は、審査請求に係る事件に関し、審査会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

2・3 略

4 審査会は、第1項及び第2項の意見書等又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料（以下この条において「主張書面等」という。）が提出されたときは、その写しを当該意見書等又は主張書面等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等又は主張書面等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書等又は主張書面等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第31条 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第22条第3号の事務に係る調査審議の手続については、この限りでない。

(雑則)

第33条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第4章 略

(特定出資法人による文書等の開示)

第33条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）の総額の2分の1以上を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。）は、第2章第1節の規定に準じて、当該特定出資法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有して

(意見書等の提出)

第30条 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

2・3 略

4 審査会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第31条 この節の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(雑則)

第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第3章 略

(特定出資法人による文書等の開示)

第33条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）の総額の2分の1以上を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。）は、前章第1節の規定に準じて、当該特定出資法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有して

<p>しているもの（指定管理者にあつては、公文書を除く。以下「特定法人文書」という。）の開示の請求手続その他情報の公開に関する規程を定め、特定法人文書の開示を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 略</p> <p style="text-align: center;">第6章 略</p> <p>（罰則） 第43条 略</p> <p>第44条 <u>前条の規定は、県の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。</u></p>	<p>いるもの（指定管理者にあつては、公文書を除く。以下「特定法人文書」という。）の開示の請求手続その他情報の公開に関する規程を定め、特定法人文書の開示を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 略</p> <p>（罰則） 第43条 略</p>
---	---

（鳥取県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 個人情報の保護</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 <u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問（第18条—第27条）</u></p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 罰則（第30条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第2節 <u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u></p> <p><u>（鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問）</u></p> <p>第18条 <u>法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問及び法第129条の規定による諮問は、情報公開条例第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）にするものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 個人情報の保護</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 <u>鳥取県個人情報保護審査会（第18条—第27条）</u></p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 罰則（第30条—第32条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第2節 <u>鳥取県個人情報保護審査会</u></p> <p><u>（設置等）</u></p> <p>第18条 <u>次に掲げる事務を行うため、鳥取県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">（1） <u>法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（2） <u>法第129条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</u></p> <p>2 略</p>

第19条から第27条まで 削除

(組織)

第19条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第21条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第22条 審査会は、委員の全員をもって構成する合議体（以下この条において「総会」という。）で、第18条第1項各号に掲げる事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3名をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第18条第1項第1号に掲げる事務（以下「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。

3 総会及び部会は、会長が招集する。

4 総会は、会長が議長となる。

5 総会は過半数の委員の、部会はこれを構成する全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 部会の議事は、その部会を構成する委員の過半数をもって決する。

8 審査請求の調査審議を行う場合において、特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審

査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、審査請求の調査審議を行う場合において、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この節において同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報であって、諮問を受けた審査請求に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求の調査審議を行う場合において、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第25条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第78条の規定にかかわらず、審査会は、第23条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査関係人（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。）以下同じ。）以外の審査関係人に送付するものとする。た

<p>第30条 略</p>	<p><u>だし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(調査審議手続の非公開)</u></p> <p>第26条 <u>審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第18条第1項第2号の事務に係る調査審議の手続については、この限りでない。</u></p> <p><u>(雑則)</u></p> <p>第27条 <u>この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。</u></p> <p>第30条 <u>第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第31条 <u>前条の規定は、県の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。</u></p> <p>第32条 略</p>
---------------	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鳥取県情報公開条例（以下「改正前情報公開条例」という。）第22条の規定により設置されている鳥取県情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）は、第1条の規定による改正後の鳥取県情報公開条例（以下「改正後情報公開条例」という。）第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年2月6日までの間に任命される委員の任期は、改正後情報公開条例第24条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の鳥取県個人情報保護条例（以下「改正前個人情報保護条例」という。）第18条第1項の規定により設置されている鳥取県個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）にされている諮問は、新審査会にされた諮問とみなす。

2 旧個人情報保護審査会の委員であった者に係る改正前個人情報保護条例第20条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第5条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条</u>の規定により設置された<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第18条第1項</u>の規定により設置された<u>鳥取県個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）とする。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>への諮問等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(<u>鳥取県情報公開審査会</u>への諮問等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第7条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</td> <td style="border: 2px solid black;">(1) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	(1) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項		(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県個人情報保護審査会</td> <td style="border: 2px solid black;">(1) 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第18条第1項各号に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県個人情報保護審査会	(1) 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第18条第1項各号に掲げる事項		(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する
名称	調査審議する事項																
略																	
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	(1) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項																
	(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する																
名称	調査審議する事項																
略																	
鳥取県個人情報保護審査会	(1) 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第18条第1項各号に掲げる事項																
	(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する																

	事項		事項
略		鳥取県情報公開 審査会	鳥取県情報公開条例（平成 12年鳥取県条例第2号）第 22条各号に掲げる事項
略		略	

鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県医療法施行条例（平成24年鳥取県条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の従業者)</p> <p>第5条 病院（特定機能病院を除く。以下この条において同じ。）は、医師及び歯科医師のほか、次に掲げる従業者を有しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u>（病床数が100以上の病院に限る。）</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(病院の従業者)</p> <p>第5条 病院（特定機能病院を除く。以下この条において同じ。）は、医師及び歯科医師のほか、次に掲げる従業者を有しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 栄養士（病床数が100以上の病院に限る。）</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料) 第33条 略 <u>(適用除外)</u> <u>第33条の2 鳥取市の区域については、この条例の規</u> <u>定は、適用しない。</u>	(手数料) 第33条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に鳥取市の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(鳥取県立産業人材育成センター条例の一部改正)

第1条 鳥取県立産業人材育成センター条例(昭和44年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(受講料の徴収) 第9条 略 2 前項の受講料の額は、1時間につき <u>300円</u> とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める職業訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。	(受講料の徴収) 第9条 略 2 前項の受講料の額は、1時間につき <u>200円</u> とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める職業訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第16条関係)				別表(第16条関係)			
手数料の種類	開示の実施の方法		手数料の額	手数料の種類	開示の実施の方法		手数料の額
略				略			
写しの送付に係る手数料	写しの交付に送付を伴うもの	重量が25グラム以下のもの	1件につき <u>590円</u>	写しの送付に係る手数料	写しの交付に送付を伴うもの	重量が25グラム以下のもの	1件につき <u>560円</u>
		重量が25グラムを超え、50グラム以下のもの	1件につき <u>630円</u>			重量が25グラムを超え、50グラム以下のもの	1件につき <u>600円</u>
		重量が50グラムを超え、100グラム以下のもの	1件につき <u>650円</u>			重量が50グラムを超え、100グラム以下のもの	1件につき <u>620円</u>
		重量が100グラムを超え、150グラム以下のもの	1件につき <u>720円</u>			重量が100グラムを超え、150グラム以下のもの	1件につき <u>690円</u>
		重量が150グラムを超え、250グラム以下のもの	1件につき <u>760円</u>			重量が150グラムを超え、250グラム以下のもの	1件につき <u>730円</u>
		重量が250グラム以下のもの	1件につき			重量が250グラム以下のもの	1件につき

	ムを超え、500グラム以下のもの	<u>900円</u>		ムを超え、500グラム以下のもの	<u>870円</u>
	重量が500グラムを超え、1キログラム以下のもの	1件につき <u>1,090円</u>		重量が500グラムを超え、1キログラム以下のもの	1件につき <u>1,060円</u>
	重量が1キログラムを超え、2キログラム以下のもの	1件につき <u>1,550円</u>		重量が1キログラムを超え、2キログラム以下のもの	1件につき <u>1,520円</u>
	重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの	1件につき <u>1,860円</u>		重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの	1件につき <u>1,830円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前にされた保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付に係る手数料の額については、第2条の規定による改正後の鳥取県個人情報保護条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第57号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条の2、第16条関係）			別表（第2条の2、第16条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
	単位	金額		単位	金額
略			略		
固定式活魚水槽	1区画につき 1月	67,381円	固定式活魚水槽	1区画につき 1月	67,381円
略			シャワー	1人1回につ き	200円
略			略		
備考			備考		
1 「卸売業務施設」とは、1号上屋から <u>7号上屋</u> まで、 <u>陸送上屋及びかにかご上屋</u> をいう。			1 「卸売業務施設」とは、1号上屋から <u>5号上屋</u> まで、 <u>7号上屋、活魚上屋及び外港荷揚上屋</u> をいう。		
2～8 略			2～8 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																													
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）																													
1 診断料、検査料等		1 診断料、検査料等																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>1件につき 38,500円</td> </tr> <tr> <td>認知症ドック</td> <td>1件につき 34,100円</td> </tr> <tr> <td>認知症追加検査（人間ドック（併せてMRI検査を受ける場合に限る。）又は脳ドックに追加して行う場合に限る。）</td> <td>1件につき 1,870円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	略		脳ドック	1件につき 38,500円	認知症ドック	1件につき 34,100円	認知症追加検査（人間ドック（併せてMRI検査を受ける場合に限る。）又は脳ドックに追加して行う場合に限る。）	1件につき 1,870円	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>1件につき 38,500円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	略		脳ドック	1件につき 38,500円	略									
区分	金額																														
略																															
脳ドック	1件につき 38,500円																														
認知症ドック	1件につき 34,100円																														
認知症追加検査（人間ドック（併せてMRI検査を受ける場合に限る。）又は脳ドックに追加して行う場合に限る。）	1件につき 1,870円																														
略																															
区分	金額																														
略																															
脳ドック	1件につき 38,500円																														
略																															
2 略		2 略																													
3 生殖補助医療料		3 生殖補助医療料																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査</td> <td>1件につき 110,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">子宮内膜受容能検査</td> <td>初回</td> <td>1回につき 110,000円</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>1回につき 91,000円</td> </tr> <tr> <td>3回目以降</td> <td>1回につき 36,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子宮内細菌叢検査</td> <td>初回</td> <td>1回につき 64,000円</td> </tr> <tr> <td>2回目以降</td> <td>1回につき 40,000円</td> </tr> <tr> <td>エンドメトリオ検査</td> <td>1回につき 133,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査	1件につき 110,000円	子宮内膜受容能検査	初回	1回につき 110,000円	2回目	1回につき 91,000円	3回目以降	1回につき 36,000円	子宮内細菌叢検査	初回	1回につき 64,000円	2回目以降	1回につき 40,000円	エンドメトリオ検査	1回につき 133,000円	略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査</td> <td>1件につき 110,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査	1件につき 110,000円	略	
区分	金額																														
不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査	1件につき 110,000円																														
子宮内膜受容能検査	初回	1回につき 110,000円																													
	2回目	1回につき 91,000円																													
	3回目以降	1回につき 36,000円																													
子宮内細菌叢検査	初回	1回につき 64,000円																													
	2回目以降	1回につき 40,000円																													
エンドメトリオ検査	1回につき 133,000円																														
略																															
区分	金額																														
不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査	1件につき 110,000円																														
略																															
4～11 略		4～11 略																													
備考 1 略		備考 1 略																													
2 <u>この表において「エンドメトリオ検査</u>																															

<p><u>査」とは、子宮内膜受容能検査及び子宮内細菌叢検査を同時に行う検査をいう。</u></p> <p><u>3 エンドメトリオ検査を受けた後に子宮内膜受容能検査又は子宮内細菌叢検査を受ける場合にあっては、それぞれの検査の受検回数は、エンドメトリオ検査を受けた回数を加えた回数とする。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p>	<p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p>
--	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の表の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。